# 「熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例」について

熊本県健康福祉部 子ども・障がい福祉局 障がい者支援課

# 1. 条例制定の背景等

## 〇 条例制定の背景

- 手話は独自の体系を有する言語であり、ろう者により大切に受け継がれてきたが、過去には、読唇と発声の訓練を中心とする口話教育の導入により手話の使用が制約される等、ろう者が困難を強いられてきた歴史がある。
- その後、障害者権利条約(H18)や障害者基本法の改正(H23)により、手話が言語であると位置付けられたものの、手話が言語であることへの理解は進んでない。
- また、障がい者が自らの障がい特性に応じた意思疎通手段を 選択し、これを利用する機会が十分に確保されているとはいえ ず、困難を抱えて生活している人は少なくない。
- このような状況を踏まえ、手話が言語であることを普及し、 障がいの特性に応じた意思疎通手段の利用の促進を図り、共生 社会を実現するため、条例を制定した。

## 〇 全国の条例制定状況

## 34都道府県/17区/321市/84町/3村 計459自治体

(R4.12.16現在)

条例形態	数	都道府県名(制定順)	
【単独型】 手話言語単独で条例化したもの	22	神奈川県、群馬県、長野県、埼玉県、沖縄県、三重県、山形県、大阪府、奈良県、和歌山県、新潟県、石川県、福井県、静岡県、富山県、茨城県、福島県、山口県、鹿児島県、大分県、宮城県、東京都	
【一体型】 手話言語と障がい特性に応じた 意思疎通手段を併せて条例化し たもの	9	千葉県、 <u>愛知県、秋田県</u> 、京都府、 <u>岐阜県</u> 、佐賀県、 <u>宮崎県</u> 、 <mark>熊本県、</mark> 岡山県 ※千葉県、京都府、佐賀県、岡山県は、 聴覚障がい者の意思疎通手段に限定	
【別建型】 手話言語と障がい特性に応じた 意思疎通手段を別個に条例化し たもの	3	鳥取県、北海道、青森県	

## 〇 条例制定までの経緯

時期	概要			
H25.12月	熊本県ろう者福祉協会(以下「ろう協」)が「手話言語法制定について国への 意見書提出を求める請願」を提出→県議会及び市議会で意見書採択 ※全ての都道府県及び市区町村の地方議会で採択			
H29.9月	熊本県知事が「手話を広める知事の会」に加入 ※H28.7月設立、H29.10月全都道府県加入			
H30.9月	ろう協が県及び県議会に対し手話言語条例制定についての要望書を提出			
R1.6月	橋口海平議員が手話言語条例の制定について質問			
R1.8月	庁内検討会議設置			
R3.6月	ろう協等と条例の基本方針について協議(2回)			
R3.6月	庁内検討会議開催			
R3.7月	関係団体(16団体)ヒアリング実施 (1回目)			
R3.9月	橋口海平議員が手話言語に関する条例制定に向けた検討状況について質問			
R3.9月	庁内検討会議構成所属(14課)への意見照会			
R3.9月	関係団体(16団体)ヒアリング実施 (2回目)			
R3.11月	熊本県障害者施策推進審議会において審議			
R3.12月	パブリックコメント実施(~R4.1月) ※3人から10件の意見			
R4.1月	熊本県障害者施策推進審議会において審議			
R4.3月	条例成立(16日)、公布(23日)			
R4.4月	条例施行(1日)			

# 2. 条例の内容

## 第1条(目的)

- ▶ 手話言語及び障害者の意思疎通に対する理解の促進
  - ⇒全ての県民が障害の有無にかかわらず社会の対等な構成員として 安心して暮らすことのできる **共生社会の実現**

## 第2条(定義)

- ▶ **手話言語の普及**:手話が言語の一つであることを普及すること
- ▶ <u>ろう者</u>: 聴覚に障害のある者であって、手話を使用して日常生活又は 社会生活を営むもの
- 障害者:障害のある人もない人も共に生きる熊本づくり条例第2条第1項 に規定する障害者(※)
  - (※) 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)、難病による障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの
- 意思疎通手段:障害者が他人との意思疎通を図るための手段
  - (例) 手話、要約筆記、筆談、点字、拡大文字、音訳、代読、代筆、触手話、 指点字、代用音声(喉頭摘出等により使用するもの)、平易な表現、 絵図、コミュニケーションボード、重度障害者用意思伝達装置 など
- 支援者: 障害者と他人との意思疎通を支援する者
  (例) 手話通訳、要約筆記、盲ろう者向け通訳、点訳、音訳を行う者/など

## 第3条(基本理念)

- 手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合うことが重要であるとの認識の下に行うこと。
- 手話言語の普及は、手話が独自の体系を有する言語であり、 ろう者が大切に受け継いできた文化的所産であるとの認識の 下に行うこと。
- ▶ 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進は、障害の特性に応じた意思疎通手段を利用することの重要性を認識し、その選択の機会の確保と利用の機会の拡大が図られることを旨として行うこと。

## 第4条(県の責務)

- ▶ 市町村その他の関係機関及び関係団体(以下「市町村等」)と 連携し、施策を推進する。
- ▶ 事務・事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思 疎通手段を利用できるよう<u>合理的配慮</u>をする。【義務】

## 第5条(県民の役割)

手話言語の普及及び意思疎通手段に対する理解を深め、県の施策への協力に努める。

## 第6条(事業者の役割)

- ▶ 県の施策への協力に努める。
- ▶ 事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた意思疎通手段を 利用できるよう合理的配慮をする。【義務】

## 第7条 (障害者等の役割)

基本理念に対する県民の理解を深めるために必要な啓発・知識の 普及に努める。

(※) 障害者等: 障害者、障害者関係団体及び支援者

## <参考>合理的配慮の提供について

	合理的配慮の提供				
	障害者差別解消法 (H28.4.1施行)	障害のある人もない 人も共に生きる熊本 づくり条例 (H24.4.1 施行)	熊本県手話言語の普及及び障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する条例(R4.4.1施行)		
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	内障壁の除去 合理的配慮	障害の特性に応じた意思疎通 手段を利用できるようにする ための合理的配慮		
県(行政機関等)	義務	義務	<u>義務</u>		
事業者	努力義務 <b>→義務(※)</b>	義務	<u>義務</u>		
その他 (何人も)	_	義務	_		

<sup>(※)</sup> 令和3年5月28日に改正法が成立。令和3年6月4日公布。 (施行期日) 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

#### ◎合理的配慮とは

→障がい者が日常生活や社会生活で受けている制限や制約を解消するために 社会の側が行う必要な改善や変更のこと(過重な負担とならない範囲で実施)

## 第8条(施策の策定及び推進)

- ▶ 障害者計画において、基本的施策を定め、総合的・計画的に 推進する。
- ▶ 基本的施策を推進するため、<u>障害者関係団体と情報・意見の</u> <u>交換</u>を行う。【義務】
- 基本的施策の策定・推進に当たっては、障害者関係団体から 聴取した情報・意見を勘案し、熊本県障害者施策推進審議会の 意見を聴く。

## 第9条(啓発及び学習の機会の確保)

- ▶ 手話言語の普及に関する啓発に努める。
- ▶ 市町村等と協力し、障害の特性に応じた意思疎通手段に関する 啓発や学習の機会の確保に努める。

## 第10条(情報の発信等)

- ▶ 情報通信技術の活用に配慮しつつ、障害の特性に応じた意思疎通 手段による情報発信を推進する。
- <u>災害時等において</u>、障害者が情報を速やかに取得し、円滑に他人 との意思疎通を図ることができるよう、市町村等と連携して<u>必要な</u> 措置を講ずる。【義務】

## 第11条(人材の養成等)

市町村等と協力し、支援者・指導者の養成や障害者が意思疎通の 支援を適切に受けられる体制の整備に努める。

## 第12条(学校等の設置者の取組)

## <学校等の設置者>

手話言語の普及、障害の特性に応じた意思疎通手段に対する 児童等の理解の促進に努める。

# 〈意思疎通手段の利用を必要とする児童等が通学・通園する学校等の設置者〉

- ▶ <u>必要な意思疎通手段により学習できる環境を整備</u>するとともに、 教員等の意思疎通手段に関する知識・技能を向上させるために必要 な措置を講ずる。【義務】
- ▶ 保護者からの学校等における意思疎通手段の利用に関する<u>相談</u> への対応及び支援を行う。【義務】

※学校等:幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、

特別支援学校、幼保連携型認定こども園及び保育所

※学校等の設置者:県、市町村、学校法人、社会福祉法人等

## 第13条(事業者に対する協力)

▶ 障害の特性に応じた意思疎通手段の利用の促進に関する活動を 支援するため、事業者に対し、情報の提供、助言その他の協力を 行うよう努める。

## 第14条 (財政上の措置)

施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努める。

### <条例の全文>

- ※PDF版、テキスト版、ルビ付き、白黒反転表示版、手話動画は、県HPに掲載。 (URL) <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/130680.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/130680.html</a>
- ※点字版は、以下の場所に設置。
  - ・熊本県庁(障がい者支援課、情報プラザ)
  - ・各広域本部・地域振興局総務(振興)課
  - · 熊本県立図書館
  - ・熊本県点字図書館

#### <条例の啓発冊子・啓発動画>

※県HPに掲載。

(URL) <a href="https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/156047.html">https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/39/156047.html</a>